随意契約 (相手方指定) 調書

件 名	若葉児童遊園トイレ整備工事	No.5100193
工(納)期	令和6年3月22日	
契約締結日	令和5年12月14日	
契約金額	9,097,000円(消費税込み)	

契約相手方	武元建設株式会社
	(法人番号:2011501007472)
相手方指定理由	別紙に記載のとおり。
備 考	

|--|

経理課契約係 R5. 12. 7

業者選定理由書

件 名	若葉児童遊園トイレ整備工事
指名業者(案)	名 称 武元建設株式会社 所在地 荒川区東尾久四丁目19番14号 代表者 代表取締役 武元 克敏
特命理由	本件は、若葉児童遊園のトイレのレイアウト変更に伴う内部全面改修及び一部外構改修を行う工事である。 本件は、発注標準に基づきC等級、D等級、E等級を対象に入札を行ったところ、申込のあった4社全でが辞退したため不調となった。 辞退理由について聞き取りを行ったところ、2社が予定価格超過による辞退、1社が同日開札の別案件の積算を優先したとの理由による辞退、1社が技術者の確保が困難であるとの理由により辞退したとのことであった。 以上を踏まえ、工事主管課において価格・工期を変更したうえで、改めて発注を行うこととする。再度発注するにあたり、今回参加した業者に事前に聞き取りを行ったところ、3社は代理人または技術者の確保が困難との理由により参加は難しいとのことであり、上記業者は唯一受注可能とのことである。また、本件は工期確保のため早急に施工を行う必要があることから、上記相手方の指定は妥当であると考える。 以上のことから、上記業者を相手方とした随意契約を締結する。
その他 特記事項	○根拠規定:地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 (性質又は目的が競争入札に適さないもの)